平成２３年（フ）第３０３３号
札幌市清田区北野４条２丁目７番20号　メゾンド北野203号
債務者　高野　豊明
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　大雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０６号
熊本市松尾町上松尾444番地
債務者　福島　幸博
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３３９号
長崎県長崎市曙町31番１号
債務者　久保順一郎
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
愛知県碧南市善明町１丁目57番地
債務者　福田　良一
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻村　義之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
長崎県諫早市西里町568番地１、前住所長崎県諫早市赤崎町665番地２
債務者　北御門　繁
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１３９１号
堺市堺区一条通20番14号
債務者　小山　喜隆
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４１３号
堺市堺区東雲西町２丁２番34号
債務者　武田　　悟
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
宮崎市中津瀬町18番地
債務者　森園　茂人
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　直彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２４８６号
札幌市豊平区平岸２条５丁目２番１―703号
債務者　尾崎　彩望
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３号
青森県三沢市日の出３丁目94番地1355号
債務者　千葉　賢一
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２１３号
福島県伊達市保原町字実町７番地３　サンハイツ202号
債務者　猪野　寛将
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３４８号
群馬県藤岡市東平井1772番地３
債務者　滝澤　真紀（旧姓笹木・金澤）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１５６７号
埼玉県幸手市中５丁目１番２―503号　グリーンミユキ幸手
債務者　稲川　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９９号
埼玉県蓮田市大字高虫345番地１
債務者　木村　健一
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６８号
埼玉県川口市大字安行原2660番地の15
債務者　佐藤　美奈
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８５号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目65番地の１大成ハイツ東102
債務者　新国　伸一
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７０３号
埼玉県所沢市上新井４丁目37番地の９
債務者　原田美津枝
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７０８号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目７番２号　フラワーキャッスル上福岡403
債務者　儀間イサドラこと　ギマ　イサドラバカルソ
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部